

入 札 説 明 書

相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

本入札説明書は、令和 8 年 2 月 20 日に公表した「相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業の実施に関する方針」（別紙を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に対する質問又は意見等、及び回答（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。なお、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合には、本入札説明書の規定内容が優先する。

また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、応募者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

なお、落札者の決定に当たっては、総合評価落札方式（会計法（昭和 22 年法律第 35 条）第 29 条の 6 第 2 項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 91 条第 2 項）を採用する。

1 公告日 令和 8 年 8 月 21 日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 関東地方整備局長 西澤 賢太郎

埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

3 事業概要

（1）事業名称

相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業

（2）事業の対象となる公共施設等の種類

① 事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道 16 号、一般国道 20 号

② 種類

道路附属物（道路照明）

（3）事業場所

＜八王子国道出張所管内＞

・国道 16 号（管理延長 42.5km）

自：東京都町田市鶴間地先

至：東京都西多摩郡瑞穂町二本木地先

- ・国道 16 号八王子バイパス（管理延長 10.4km）

自：神奈川県相模原市緑区橋本地先

至：東京都八王子市左入町地先

<20 号日野保全室管内>

- ・国道 20 号（管理延長 51.2km）

自：東京都世田谷区給田地先

至：神奈川県相模原市緑区小淵地先

- ・国道 20 号八王子南バイパス（管理延長 2.6km）

自：東京都八王子市館町地先

至：東京都八王子市南浅川町地先

（４）特定事業の概要

① 事業概要

本事業は、平成 28 年 5 月 13 日閣議決定された『地球温暖化対策計画』における政府目標である『ＬＥＤ等高効率照明が、2030 年（令和 12 年）までにストックで 100%普及の実現』に向けて、関東地方整備局相武国道事務所管内の道路照明の設備維持を行うとともに、未ＬＥＤ道路照明をＬＥＤ道路照明に更新し、事業期間中引き続き設備維持を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「ＰＦＩ 法」という。）第 7 条に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定められる株式会社（以下「ＳＰＣ」という。））又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、Ｏ（Operate）＋ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式により、設備更新業務、工事監理業務並びに設備維持業務を実施するものである。

② 特定事業の業務内容

特定事業として事業者が実施する業務は、次のとおりである。

ア 設備更新業務

- a 現地調査
- b L E D道路照明灯具の調達
- c L E D道路照明灯具への更新
- d 撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分
- e 道路照明台帳更新
- f 電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き
- g 所有権移転

イ 工事監理業務

- a 工事監理

ウ 設備維持業務

- a 道路附属物点検
- b 照明維持
- c 道路照明台帳更新・管理
- d 照明修繕

③ 特定事業の対象範囲

本事業の対象照明は、要求水準書 別紙3「道路照明一覧表」のとおりであり、各対象照明に対する業務区分は次のとおりである。

事業工程 業務区分	対象照明	合計 5,950灯 ※	設備更新業務の事業期間区分	
			設備更新期間 (事業契約締結～R11年3月末)	維持管理期間 (R11年4月～事業完了)
設備更新 業務	未L E D 道路照明	4,180灯	○	—
工事監理 業務	未L E D 道路照明	4,180灯	○	—
設備維持 業務	既設L E D 道路照明	1,770灯	○	○
	未L E D 道路照明	4,180灯	○	—
	新設L E D 道路照明			○

○ : 特定事業が対象とする項目。

() 内 : 関東地方整備局が想定する工程期間

※ : 令和8年2月20日時点の灯数

未L E D道路照明 : 「本施設」のうち入札公告時点でまだL E D化されていない

い道路照明をいう。

既設ＬＥＤ道路照明：「本施設」のうち入札公告時点ですでにＬＥＤ化されている道路照明をいう。

新設ＬＥＤ道路照明：「本事業」の「設備更新業務」によりＬＥＤ化が完了した道路照明をいう。

（５）事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（Ｏ（Operate）＋ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式）で実施する。

民間事業者は、事業対象区域において、事業契約締結後直ちに本施設の設備維持業務を行う（Ｏ方式）とともに、事業期間中に未ＬＥＤ道路照明を新設ＬＥＤ道路照明に更新する工事を行い、整備完了後に当該新設ＬＥＤ道路照明の所有権を国に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、本施設（新設ＬＥＤ道路照明を含む。）の設備維持業務を行う（ＢＴＯ方式）こととする。

（６）提供される業務要求水準

入札説明書の添付２、「要求水準書」によるものとする。

（７）事業期間等

① 事業期間

本事業の事業期間は、関東地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結の翌日から令和２４年３月３１日までの期間（概ね１５年間）とする。

② 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結 令和９年３月頃

新設ＬＥＤ道路照明の完成・引渡し 令和１１年３月３１日（設備更新期間※１）

事業完了 令和２４年３月３１日（維持管理期間※２）

※１ 設備更新期間は２年間を想定。第一次審査提出書類を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）による工期短縮の提案を可能とする。

※２ 既設ＬＥＤ道路照明の維持管理期間は令和９年４月１日から令和２４年３月３１日（１５年間）とする。

新設ＬＥＤ道路照明の維持管理期間は完成・引渡しから令和２４年３月３１日までとし、※１の工期短縮の提案により、設備更新期間が短縮された場合においても、支払い期日の変更は行わない。

③ 事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール

関東地方整備局は、以下の手順・スケジュールにより、事業者を募集及び選定する。

日程	実施事項
令和8年8月21日	入札公告・入札説明書等の公表・交付
令和8年8月21日 ～令和8年8月28日	入札説明書等に関する質問の受付期間（第1回）
令和8年9月11日	入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）
令和8年9月18日	第一次審査提出書類（入札参加表明書等）の提出期限
令和8年10月9日	競争参加資格確認結果の通知
令和8年10月9日 ～令和8年10月23日	入札説明書等に関する質問の受付期間（第2回）
令和8年11月6日	入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）
令和8年12月4日	入札書及び第二次審査提出書類（提案書）の提出期限
令和9年1月21日	開札、落札者の決定

4 応募者の競争参加資格

（１）応募者の構成

- ① 応募者は、3（４）②に掲げる業務及び3（４）②に掲げる業務以外（事業マネジメント業務）を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
- ② 応募グループで参加する場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。
応募企業で参加する場合は、その企業を代表企業とする。（以下、代表企業には応募企業を含む。）
- ③ 応募企業又は応募グループは、事業契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として設立することを基本とする。
- ④ 代表企業は、下記アからウまでの要件を全て満たすこと。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が下記アからウまでの要件を満たす場合はSPCを設立しなくてもよい。この要件を満たしSPCを設立しない場合、応募グ

グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。

- ア 直近期が債務超過でないこと。
- イ 経常損益が直近３期連続で赤字でないこと。
- ウ ３期以上の決算を迎えていること。

【ＳＰＣを設立する場合】

応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

- a 代表企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者
- b 構成企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業
- c 協力企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣには出資しない企業

【ＳＰＣを設立しない場合】

応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

- a 代表企業：構成員を代表し入札手続きを行う者
- b 構成企業：代表企業以外の構成員

ただし、ＳＰＣを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、協定書を締結するものとする。

- ⑤ 入札参加表明書の提出時には構成員全てを明記し、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。
- ⑥ 上記③ＳＰＣの設立において、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。
 - ア 代表企業及び構成企業は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。
 - イ 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
 - ウ ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、関東地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
- ⑦ 応募に当たり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、３（４）②に掲げる業務及び３（４）②に掲げる業務以外（事業マネジメント業務）のうち、いずれかを実施するか明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が３（４）②アに掲げる設備更新業務のうち、cのＬＥＤ道路照明灯具への更新と３（４）②イに掲げる工事監理業務を兼務して実施することはできない。また、応募企業の場合は、３（４）②

イに掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。なお、委託先については、(4)の要件を満足することとし、委託先の資格、実績等については、協力企業に準ずる形で、第一次審査提出書類で明らかにすること。

- ⑧ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査提出書類の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、関東地方整備局と協議するものとし、関東地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ⑨ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
- ⑩ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
- ⑪ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- a 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（b において同じ。））と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（b において同じ。））の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (イ) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ロ) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社

における取締役

(ハ) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(ニ) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

二) 組合の理事

ホ) その他業務を執行する者であつて、イ) から二) までに掲げる者に準ずる者

ｂ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

ｃ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

エ 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（２）応募者共通の参加資格要件

代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

② P F I 法第 9 条の規定に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続

している者でないこと。

- ⑤ 第一次審査提出書類の提出期限の日から開札の日までの期間に、局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑦ 有識者委員会の委員が属する組織又はその組織と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、（１）⑪に同じ。

（３）設備更新企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、３（４）②アに掲げる設備更新業務を実施する者（以下「設備更新企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。また、設備更新業務のうち同アｂに掲げるＬＥＤ道路照明灯具の調達のみを実施する者はこの限りでなく、次の④の要件を満たせば良いものとする。ただし、設備更新業務に係る新設ＬＥＤ道路照明の所有権移転については、代表企業、構成企業又は協力企業が実施するものとする。

- ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度「電気設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 平成 23 年 4 月 1 日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記ア、イに掲げる工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）
 - ア 夜間工事において道路照明灯（現道上に設置された連続照明、局部照明をいう）を設置した工事又は灯具を交換した工事であること。
 - イ 供用中の道路を規制（路面覆工、切り回し、車線減少、片側交互通行、通行

止め、のいずれかを指す)して行った工事であること。

上記ア、イは同一工事であること。

ただし、申請できる工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請された全ての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事(地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあっては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。

- ③ 現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本事業に専任で配置できること。また、設備更新業務は事業者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

なお、第一次審査提出書類に記載する主任(監理)技術者の氏名に旧氏(旧姓)を利用する場合、旧氏及び戸籍上の氏名が記載された次のいずれかの証明書を添付すること。

イ) 公的な証明書

ロ) 証明書(任意書式(会社の代表者の確認を得たもの))

なお、第一次審査提出書類の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者ごとにそれぞれ様式を作成すること。

ア 配置予定の主任(監理)技術者の資格等

主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

- a 技術士(電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る))の資格を有する者。
- b 建設業法第7条第2号イ、ロで定める者(イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。)
- c 国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。
- d 設備更新業務の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者。

監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」

とは次のとおりである。

- a 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る））の資格を有する者。
- b 建設業法第 15 条第 2 号ハで定める者。

イ 配置予定の主任（監理）技術者の工事経験

1 人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した上記（3）②ア、イに掲げる工事の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

上記ア、イは同一工事でなくてもよい。

なお、当該工事経験が平成 8 年 4 月 1 日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、電気工事業（略語：電）に関する監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者。

エ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては設備更新企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付 3「様式集及び記載要領」様式 8－2 で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（第一次審査提出書類提出時）の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

オ 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付け国総建第 155 号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて」（令和 6 年 3 月 26 日付け国不建技第 291 号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 358 号）において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技

術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。

カ 監理技術者等の死亡や疾病等、真にやむを得ない場合のほか受注者の責によらない理由により工期が延長された場合等における監理技術者等の途中交代については、「建設業法施行令の改正に伴う関連通知の改正について」（令和 7 年 2 月 1 日付け国会公契第 25 号、国官技第 425 号、国営管第 414 号、国営計第 137 号、国港総第 599 号、国港技第 90 号、国北予第 23 号）に基づき、適切に対応する。

- ④ 設備更新業務のうち 3（4）②ア b に掲げる L E D 道路照明灯具の調達のみを実施する者は、令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は、次のとおりである。

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

関東地方整備局 総務部 契約課 調査係

電話：048-601-3151 内線：2521

（４）工事監理企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、3（4）②イに掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

- ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 平成 23 年度以降に完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。

業務：国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注 5）が発注した発注者支援業務（注 6）、公物管理補助業務（注 7）、CM 業務（注 8）、P F I 事業技術アドバイザー業務（注 9）、土木設計業務（注 10）、調査検討・計画策定業務（注 11）、管理施設調査・運用・点検業務（注 12）（注 6 から 12 については別紙 1 を参照。）

（注 1）「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する

法律施行令第1条に示す以下のものをいう。

- ・国際空港（株）：新関西、成田
- ・高速道路（株）：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- ・中間貯蔵・環境安全事業（株）
- ・沖縄科学技術大学院大学学園
- ・日本中央競馬会
- ・国立研究開発法人
宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、
日本原子力研究開発機構、森林研究・整備機構
- ・独立行政法人
空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、
国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、国立青少年
教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、自動車事故対策機構、
中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機
構、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務
返済機構、日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康安全
機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則
第2条から第3条に示す独立行政法人を含む）
- ・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・地方共同法人日本下水道事業団
- ・国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

（注2）「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。

- ・普通地方公共団体
都道府県、市町村
- ・特別地方公共団体
特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団

（注3）「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく「道路公社」
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」
- ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」

（注4）「公益法人」とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき
設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益
財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は

公益財団法人。

- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

（注5）「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、注1から注4及び上記公益民間企業が設置した研究機関

（注6）「発注者支援業務」とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙1を参照。

（注7）「公物管理補助業務」とは、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙1を参照。

なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本事業公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。

- a 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る））の資格を有する者。
- b 1級土木施工管理技士、1級電気工事施工管理技士又は1級電気通信工事施工管理技士
- c 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- d （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
- e R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の建設部門又は電気電子部門に限る。）

※1「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、第一次審査提出書類の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査提出書類を提出することができるが、この場合、第一次審

査提出書類の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該事業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

イ 次の a 又は b の実績（平成 23 年度以降公告日までに完了した業務）を有する者。

a 国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注 5）が発注した土木工事、電気設備工事又は電気通信設備工事のいずれかに関する発注者支援業務（類する業務を含む。）、公物管理補助業務（類する業務を含む。）。)

b 国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）又は大規模な電気設備工事又は電気通信設備工事を行う公益民間企業（注 13）が発注した CM 業務、PFI 事業技術アドバイザー業務、土木設計、電気設備設計又は電気通信設備設計のいずれかにおける概略・予備・詳細設計業務、土木工事、電気設備工事又は電気通信設備工事のいずれかにおける監理技術者又は主任技術者の業務

（注 13）「大規模な電気通信設備工事を行う公益民間企業」とは、電力会社、電気通信会社等をいう。

（注 1～5）の説明は 4（4）②と同じ。

また、上記の期間に、育児休業等を取得していた場合及び事業促進 PPP に従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。この場合においては、休業を取得したこと及び事業推進 PPP に従事していたことを証明する書面を添付することとする。

ウ なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本事業公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

エ 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、工事監理企業と直接的雇用関係が必要であり、その旨を明示することができる資料を添付 3「様式集及び記載要領」様式 8－2 で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。

第一次審査提出書類の提出期限までに工事監理企業と配置予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は第一次審査提出書類と同様の扱いとする。

オ 手持ち業務量

a 配置予定管理技術者は、入札公告時現在の手持ち業務量（本業務を含ま

ず、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和9年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下、同じ。）が5億円未満かつ10件未満の者であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。

入札公告時現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額については5億円未満を2.5億円未満に、件数については10件未満を5件未満にするものとする。

- b 本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額5億円、件数で10件（入札公告時現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を発注者に報告しなければならない。そのうえで、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下のイ）からハ）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

イ）当該管理技術者と同等の業務実績を有する者

ロ）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ハ）手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（５）設備維持企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、3（４）②ウに掲げる設備維持業務を実施する者（以下「設備維持企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

- ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度「維持修繕工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生

手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

なお、経常建設共同企業体や地域維持型建設共同企業体が、設備維持企業として本事業の入札に参加することは認めない。

- ② 平成 23 年 4 月 1 日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記ア、イに掲げる工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）

ア 夜間工事において道路照明施設又はトンネル照明施設の維持又は設置した工事であること。

イ 供用中の道路を規制（路面覆工、切り回し、車線減少、片側交互通行、通行止め、のいずれかを指す）して行った工事であること。

上記ア、イは同一工事であること。

ただし、申請できる工事の施工実績は 1 件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請された全ての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。

- ③ 次のアからカまでの基準を満たす配置予定の主任（監理）技術者を専任で配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

なお、第一次審査提出書類に記載する主任（監理）技術者の氏名に旧氏（旧姓）を利用する場合、旧氏及び戸籍上の氏名が記載された次のいずれかの証明書を添付すること。

イ）公的な証明書

ロ）証明書（任意書式（会社の代表者の確認を得たもの））

なお、第一次審査提出書類の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者ごとにそれぞれ様式を作成すること。

ア 配置予定の主任（監理）技術者の資格等

主任技術者は、1 級電気工事施工管理技士、2 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

- a 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る））の資格を有する者。
- b 建設業法第7条第2号イ、ロで定める者（イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）
- c 国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。
- d 設備維持業務の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者。

監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

- a 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る））の資格を有する者。
- b 建設業法第15条第2号ハで定める者。

イ 配置予定の主任（監理）技術者の工事経験

1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した上記（5）②ア、イに掲げる工事の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

上記ア、イは同一工事でなくてもよい。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、電気工事業（略語：電）に関する監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者。

エ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては設備維持企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付3「様式集及び記載要領」様式8－2で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（第一次審査提出書類提出時）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

オ 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月

30 日付け国総建第 155 号)、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号)、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて」(令和 6 年 3 月 26 日付け国不建技第 291 号)又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 358 号)において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。

カ 設備維持業務の主任技術者又は監理技術者は、事業者が提出した第一次審査提出書類に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で関東地方整備局と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- a 傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- b 死亡した場合
- c 被災した場合
- d 退職した場合
- e 出産、育児、介護の場合
- f 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- g 発注者の責により工期延期となる場合
- h 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- i 工事工程上技術者の交代が合理的な場合
- j 契約日から令和 10 年 3 月 31 日まで当該技術者が連続して従事した場合。
ただし、変更予定技術者が、令和 10 年 3 月 1 日以前の日より設備維持業務に従事している場合に限り変更を可能とする。(令和 10 年度以降は、各年度同様の条件とする)

(6) その他企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、3 (4) ②に掲げる業務以外(事業マネジメント業務)を実施する企業は、4 (2) 応募者共通の参加資格要件を満たさなければならない。

5 担当部局

住所: 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁

舎 2 号館

国土交通省 関東地方整備局

(技術的事項を除く。)

①総務部 契約課 工事契約調整係

電話：(048) 601－3151 内線 2525

Mail：ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp

②総務部 契約課 契約第一係

電話：(048) 601－3151 内線 2526

(技術的事項。)

③企画部 情報通信技術課

電話：(048) 601－3151 内線 3381

Mail：ktr-jyoutsuu-shinsa@mlit.go.jp

なお、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。

6 競争参加資格の審査等（第一次審査）

- (1) 応募者は、本件入札に参加することを表明し、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明の提出書類及び第一次審査提出書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、競争参加資格の有無について関東地方整備局の審査を受けなければならない。入札参加表明の提出書類において、4（3）①、④、（4）①及び（5）①の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、4（2）①から⑧までに掲げる要件を満たしており、かつ、4（3）①、④、（4）①及び（5）①の認定等を受けていない企業にあっては、それぞれ4（3）②から③まで、（4）②から③まで又は（5）②から③までに掲げる要件を満たしているときは開札の時に上記企業が4（3）①、④、（4）①及び（5）①に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記の企業がこれらの要件を満たしていないといけない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和8年8月21日（金）から令和8年9月18日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）電子入札シ

システムにより提出を行うこと。

- ② 提出場所：5 担当部局①に同じ
- ③ 提出方法：参加表明書等の提出は、電子入札システムにより受付を行う。電子入札システムにおける第一次審査提出書類の受付票は、一次審査資料の受信を確認したものであり第一次審査提出書類の内容を確認したものではない。
- ④ 電子入札システムにより参加表明書等を提出する場合は、以下に留意すること。

ア 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下のいずれかによること。なお、提出の際は必ずウィルス対策を実施したうえで提出すること。

- ・Microsoft Word (Word2016 形式以降のもの)
- ・Microsoft Excel (Excel2016 形式以降のもの)
- ・PDF ファイル

イ 複数の参加表明書等資料は、1つのファイルにまとめ(2つ以上のファイルは認めない。また、複数のファイルを圧縮ファイルにすることにより1つのファイルにすることは認めない。)、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は10MB以内に収め、電子入札システムの技術資料等アップロードシステムを用いて電子データを登録し、電子入札システムから登録結果データを提出すること。ただし、圧縮することにより10MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。

ウ 押印省略

契約手続きで使用する様式(契約書及び契約締結を委任する委任状を除く)を紙で提出する場合にあっては、「印」を記載している様式であっても、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先(連絡先は2以上)」を明記することにより押印を省略して差し支えない。なお、2以上の様式で押印を省略する場合で、押印省略に係る必要事項の記載内容が同一の場合は「様式〇と同じ」と記載すること等により、2つ目以降の連絡先等の記載を省略することができる。

(2) 提出書類は、別添「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業様式集及び記載要領」(以下「様式集」という。)(添付3)に従い作成すること。

(3) 4(3)②及び③の電気設備工事の実績、4(4)②及び③の工事監理の実績、4(5)②及び③の維持修繕工事の実績について確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に

対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する業者にあつては、我が国における実績及び経験をもつて行う。

- (4) 競争参加資格の審査は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年10月9日（金）までに通知する。

- (5) 競争参加資格審査後は、代表企業、構成企業又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、構成企業又は協力企業を入札書及び第二次審査提出書類提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、関東地方整備局と事前協議を行い、関東地方整備局の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4.に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4（3）①、④、（4）①及び（5）①の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、4（2）①から⑧までに掲げる要件を満たしており、かつ、4（3）①、④、（4）①及び（5）①の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4（3）②から③まで、（4）②から③まで又は（5）②から③までに掲げる要件を満たしているときは開札の時ににおいて上記企業が4（3）①、④、（4）①及び（5）①に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、構成企業又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を「様式集」（添付3）に定めるところに従い提出すること。

(6) その他

- ① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に応募者に無断で使用しない。
- ③ 提出された参加表明書等は、落札者決定後、落札者以外の応募者から提出されたものについても返却しない。
- ④ （5）ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。したがって、応募者は、「様式集」（添付3）を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。
- ⑤ 参加表明書等に関する問い合わせ先は、5. 担当部局①に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期間：競争参加資格確認通知日から令和8年10月28日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所：5. ①に同じ。
- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和8年11月13日（金）までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。ただし、書面により提出した者に対しては書面により回答する。

8 本入札説明書に対する質問

(1) 本入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、「様式集」（添付3）に従い質問書を提出すること。

【第一回受付】

- ① 提出期間：令和8年8月21日（金）から令和8年8月28日（金）までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所：5. ①に同じ。
- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

【第二回受付】

- ① 提出期間：令和8年10月9日（金）から令和8年10月23日（金）までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所：5. ①に同じ。
- ③ 提出方法：【第一回受付】に同じ

(2) (1)の質問に対する回答書は、「入札公告」から「本入札説明書に対する質問の第二回回答」まで、電子入札システムでの手続きを予定している。なお、公平性及び透明性を確保するため、電話等での直接回答は行わない。

【第一回回答】

回答予定日：令和8年9月11日（金）

【第二回回答】

回答予定日：令和8年11月6日（金）

9 第二次審査提出書類の提出（入札書を含む）

競争参加資格有りの通知を受けた応募者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び本事業に関する提案書等の第二次審査提出書類を提出すること。

（１）第二次審査提出書類は、「様式集」（添付３）に定めるところに従い作成すること。

（２）第二次審査提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

（３）第二次審査提出書類提出後は、第二次審査提出書類の変更はできない。

（４）第二次審査提出書類に関する問い合わせ先は５．担当部局②に同じ。

（５）以下の提出期間に第二次審査提出書類を提出しない者は本競争に参加することができない。

① 提出期間：令和８年１１月９日（月）から令和８年１２月４日（金）までの休日を除く毎日、９時１５分から１８時００分まで。ただし、提出締切最終日は１５時００分までとする。

② 提出場所：５．担当部局②に同じ。

③ 提出方法：郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）もしくは持参すること。電子メールによるものは受け付けない。

(6) 賃上げの実施に関する評価の評価基準

本評価項目で加点を希望する入札参加者は、「様式集」(添付3)の(様式 39-1)又は(様式 39-2)の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「賃上げ表明書」という。)を第二次審査提出書類として提出すること。なお、応募グループが加点を受けるには全構成員による表明が必要である

また、中小企業等については、賃上げ表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。(提出がない場合は加点しない) なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した賃上げ表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに関東地方整備局総務部契約課が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(様式 39-4)の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、当該事業年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」(様式 39-4)を原則として当該事業年度終了月の月末から3ヶ月以内に提出すること。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(様式 39-5)の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「○A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(※1及び※2)。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、当該年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(様式 39-5)を原則として翌年の3月末までに提出すること。(※3)

複数の受注案件がある場合は全ての受注件名を記載して一度に提出することも可能とする。詳細は契約締結後、別途周知する。

問い合わせ先及び提出方法は以下のとおり。

・ 賃上げ実施の確認に関する問い合わせ先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

関東地方整備局総務部契約課調査係

電話：048-601-3151

・ 提出方法

確認書類は、原則として、契約締結後、別途周知する電磁的方法によって提出するものとする。

中小企業等の落札者について、上記の期限までに書類が提出されない場合（※3）又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)が調達する案件については1点大きな配点)の減点を行う。

また、大企業の落札者について、上記の期限までに書類が提出されない場合（※3）又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に国土交通省直轄工事・業務の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)が調達する案件については1点大きな配点)の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

※1：中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は様式 39-4 の「合計額」と、暦年単位の場合は様式 39-5 の「支払金額」とする。

※2：上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は「様式集」（添付 3）の（様式 39-1）、（様式 39-2）及び（様式 39-3）のとおりである。

※3：賃上げを開始する月が、事業年度開始月よりも、また暦年においては1月よりも後になる場合においては、賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができるため、契約締結後、別途周知する電磁的方法により賃上げ実施期間と例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していることがわかる書類（任意様式）を提出するものとする。なお、確認書類の提出期限は当該評価期間の終了月の月末から3ヶ月以内とする。ただし、法人税概況説明書を提出する場合であって、法人税法第75条の2の規定により、法人税申告書の提出期限の延長を行う場合は、同法の規定により延長された法人税申告書の提出期限とする。また事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了月の月末から3ヶ月以内とする。

ただし、以下のアからウに示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することが出来なかった者については、減点措置を課さないこととする。

- ア 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- イ 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、次のaからcのような自らの責によらない場合でかつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名又は記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。なお、事実を客観的に証する書類とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
 - a 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業所等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
 - b 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
 - c 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など

（7）ワーク・ライフ・バランス等推進の実施に関する評価

本評価項目で加点を希望する入札参加者は、「様式集」(添付3)の(様式41)の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況」を第二次審査提出書類として提出すること。なお、応募グループが加点を受けるには、全構成員による表明が必要である。

10 入札方法等

(1) 入札方法

- ① 入札参加者は、入札説明書及び入札説明書に対する質問・回答を確認のうえ、入札書及び第二次審査提出書類を提出すること。
- ② 入札書は郵送又は託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。)もしくは持参すること。電子メールによるものは受け付けない。
- ③ 入札書の提出にあたっては、第二次審査提出書類とは別に、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の商号又は名称(応募者名及び代表企業の名称)、事業名及び開札日時を記載し、表封筒及び中封筒に各々封緘をして、支出負担行為担当官 関東地方整備局長 西澤 賢太郎あての親展で、入札公告に示した時刻までに提出しなければならない。入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。
- ④ 入札書を提出するにあたっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- ⑤ 入札参加者は、代理人(入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。)をして入札させるときは、その委任状を「様式集」(添付3)に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。
- ⑥ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑦ 入札参加者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ⑧ 入札をした者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(2) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了(入札書及び第二次審査提出書類の提出をいう。)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合は「様式集」(添付3)に定める入札辞退届を5. 担当部局②の場所に郵送又は託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。)もしくは持参することにより、申し出るものとする。

(3) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（４）入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。

（５）入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業費の算定及び支払い方法」（以下「事業費の算定及び支払い方法」という。）（添付 6）を参照すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額（消費税等を含む）を入札書に記載すること。

（６）入札執行回数

入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。なお、2 回目の入札の執行は、契約担当官等が指定する日時に行う。

11 第二次審査提出書類⑤提案書の取扱い

（１）第二次審査提出書類⑤提案書の取扱い・著作権

① 著作権

第二次審査提出書類⑤提案書（以下「事業計画書」という。）の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他関東地方整備局が必要と認めるときは、関東地方整備局は事業計画書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の事業計画書については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の事業計画書についても返却しない。

② 特許権等

事業計画書の提案内容（以下「事業提案」という。）に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対

象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(2) 関東地方整備局が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(3) 複数の事業計画書を提出することはできない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 納付する。

関東地方整備局は、事業契約に基づいて事業者が実施する本事業の履行を確保するため、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の設備更新費（現地調査費、LED道路照明灯具の調達費、LED道路照明灯具への更新費、撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分費、道路照明台帳更新費及び工事監理費）、設備維持費（道路附属物点検費、照明維持費、道路照明台帳更新・管理費、照明修繕費）及びそれぞれに係る消費税及び地方消費税に相当する合計額の10分の1以上とする。

① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供として次に掲げるもの。

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

③ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供として次に掲げるもの。

ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 開札

(1) 日時：令和9年1月21日（木）11時00分

(2) 場所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 17階 入札室

(3) その他：入札者（応募者の代表企業）又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札。なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに4に掲げる資格を失ったもの、又は、開札の時に於いて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 入札参加表明書等に記載された応募者の代表企業以外の者のした入札

(4) 入札参加表明書等その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

(5) 記名押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

15 落札者の選定等

(1) 落札者の選定方式

落札者の選定に当たっては、総合評価落札方式（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 2 項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 91 条第 2 項）を採用する。

また、本事業は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び 2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定の対象であり、入札手続は「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年政令第 300 号）に基づいて実施する。

(2) 落札者の選定体制

関東地方整備局は、総合評価落札方式を実施するに当たり、専門的見地からの意見を参考とするために、関東地方整備局道路照明 LED 化に関する P F I 事業有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）を設置する。有識者委員会は、各入札参加者からの提案に対する評価案を関東地方整備局に報告し、関東地方整備局はこれを受けて、落札者の選定を行う。

有識者委員会の委員構成は次のとおりである。

氏名	所属等
小澤 一雅	政策研究大学院大学
勝地 弘	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院
難波 悠	東洋大学大学院 経済学研究科公民連携専攻
前田 博	前田博法律事務所
山口 直也	青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科

（五十音順、敬称略）

なお、入札参加者は、開札まで有識者委員と接触してはならない。

(3) 落札者の決定方法

関東地方整備局は、以下の手順により本事業の実施に携わる落札者を決定する。

① 第一次審査

第一次審査は、応募者が、関東地方整備局における一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることや工事の実績を有すること等の競争参加資格を有しているかについて審査を行う。

② 第二次審査

第二次審査は、上記（3）①において本事業を実施するために必要な競争参加

資格を有すると確認された応募者から、本事業に関する提案を受け、総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、「相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業選定基準」（以下「事業者選定基準」という。）（添付 7）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

関東地方整備局は、入札参加者が提出した第二次審査提出書類について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業提案の調査審議を有識者委員会に委ねる。

事業提案の評価は、「事業者選定基準」（添付 7）に定める各評価項目について、評価に応じた得点を付与する。

関東地方整備局は、事業提案の評価に関する有識者委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案、及び要求水準を充足しない評価項目がある提案を不採用とする。

なお、審査過程において第二次審査提出書類を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの実施日時は追って通知する。

③ 開札

関東地方整備局は、採用となった事業計画書を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業計画書の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

④ 総合評価

ア 入札参加者は入札書及び事業計画書をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 入札参加者からの事業提案を「事業者選定基準」（添付 7）に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

a 事業提案のうち関東地方整備局が特に重視する項目（内容点項目）について、事業提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて得点（最高点 722.5 点）を付与する。

b 事業提案資料に不備がある提案、及び要求水準を充足しない評価項目がある提案を不採用とする。

c 「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、22 点の内容点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、

又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は0点とする。

賃上げの実施に関する評価については、中小企業等の場合、事業者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により付与する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については1点大きな配点）の減点を行う。

また、大企業等の場合、事業者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に国土交通省直轄工事・業務の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により付与する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については1点大きな配点）の減点を行う。

- d ワーク・ライフ・バランス等推進の実施に関する評価として0.5点を付与する。
- e 入札価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である300点を付与する。その他の入札参加者の価格点は、第1位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。
- f 上記アにおいて、総合評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑤ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、官報掲載及び関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第11条に規定する客観的評価については、関東地方整備局が落札者と基本協定を締結した後に公表する。

16 基本協定の締結

落札者は、落札決定後15日以内に、関東地方整備局を相手方として、「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」

という。) (添付 8) により、基本協定を締結しなければならない。

ただし、関東地方整備局の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

17 S P C の設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社として S P C を契約締結時まで設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が 4 (1) ④ に示す一定の要件を満たす場合はこの限りではない。

なお、落札者等の S P C に対する出資に関する詳細については、「基本協定書 (案)」 (添付 8) を参照すること。

ただし、S P C を設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、「相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業共同企業体協定書 (甲) (案)」 (添付 9) を締結すること。

18 事業契約の締結

(1) 契約書作成の要否等

「事業契約書 (案)」 (添付 1) により、作成するものとする。

(2) 契約書の作成

事業者は、落札決定の翌日から令和 9 年 3 月 25 日 (木) までに、関東地方整備局 (支出負担行為担当官 関東地方整備局長) を相手方として、「事業契約書 (案)」 (添付 1) により事業契約を締結しなければならない。

ただし、関東地方整備局の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。事業契約の証として事業契約書 2 通を、作成し、そのうち 1 部に事業者の負担で収入印紙を貼り付けのうえ、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。事業契約書には、事業契約書別紙のほか、事業契約に関連する全ての書類を添付する。事業契約にかかる書類の一切は、事業者が用意すること。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額とする。

19 提示資料の閲覧等

本事業において提示資料の閲覧を受ける者は、守秘義務の遵守に関する誓約書及び資料閲覧申込書を提出しなければならない。守秘義務の遵守に関する誓約書及び資料閲覧申込書は、「様式集」 (添付 3) に従い作成すること。

- (1) 受付期間：令和 8 年 8 月 21 日（金）から令和 8 年 12 月 3 日（木）までの休日を除く毎日、9 時 15 分から 17 時 00 分まで。
- (2) 提出先：5. 担当部局①
- (3) 閲覧方法：閲覧希望者による申し込み制とし、事前に 5 担当部局①に、「様式集」（添付 3）様式 1 及び 2 を添付し電子メールにより申し込むものとする。
- (4) 閲覧資料：道路照明台帳・調書
- (5) 閲覧場所：
〒192-0045 東京都八王子市大和田町 4-3-13
国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 管理第二課
TEL：(042) 643-2008
Mail：ktr-sobu-cloud@mlit.go.jp
- (6) 閲覧期間：第二次審査提出書類提出期限の前日（休日を除く。）までとする。

20 手続きにおける交渉の有無

無。

21 支払条件

「事業費の算定及び支払い方法」（添付 6）を参照すること。

22 土木工事保険等付保の要否

「事業者等が付す保険等」（添付 4）を参照すること。

23 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

24 苦情申し立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 03-5253-2111（内線 32224））に対して苦情を申立てることができる。

25 関連情報を入手するための照会窓口

5 に同じ。

26 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 資料に虚偽の記載をした場合においては、「指名停止措置要領」に基づく指名停止等を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で利用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、落札者の責任が軽減されるものではない。「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (7) 本案件は資料提出等において、8. 本入札説明書に対する質問の回答(第二回答)までを電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。電子入札システムによらない手続きの詳細は、別表一電子入札システムによらない場合における各種資料等の提出方法一覧による。

27 添付書類

本入札説明書の添付資料は次のとおりである。

添付1 事業契約書(案)

- 別紙1 契約金額の内訳
- 別紙2 用語の定義
- 別紙3 事業者等が付す保険等
- 別紙4 業績等の監視及び改善要求措置要領
- 別紙5 事業費の算定及び支払い方法

- 別紙 6 不可抗力による費用分担
- 別紙 7 再計算の利息の算定にかかる割賦利率
- 添付 2 要求水準書
 - 別紙 1 用語の定義
 - 別紙 2 事業対象区域図
 - 別紙 3 道路照明一覧表
 - 別紙 4 情報取扱者名簿及び情報管理体制図
 - 別紙 5 証明書
 - 別紙 6 工事関係書類一覧表
 - 別紙 7 品質証明書
 - 別紙 8 設備維持業務 業務区分表
 - 別紙 9 道路附属物点検サイクル
 - 別紙 10 使用材料表
 - 別紙 11 遠隔臨場に関する基礎調査様式
- 添付 3 様式集及び記載要領
- 添付 4 事業者等が付す保険等
- 添付 5 業績等の監視及び改善要求措置要領
- 添付 6 事業費の算定及び支払い方法
- 添付 7 事業者選定基準
- 添付 8 基本協定書（案）
- 添付 9 共同企業体協定書（甲）（案）
- 添付 10 入札時積算計算書
- 添付 11 見積参考資料

別表-電子入札システムによらない場合における各種資料等の提出方法一覧

提出資料	提出方法	提出場所	受付期間	備考 手続きにおける説明事項は入札説明書本文による 電子入札システムによらない場合による注意事項は 以下のとおり	郵送・託送 (書留郵便 等、記録に残 るものに限 る。) ○：可 ×：不可	電子メール (押印省略す る場合のみ 可。着信確認 を行うこと を要する。) ○：可 ×：不可	持参 ○：可 ×：不可
紙入札方式参加承諾願		①関東地方整備局 総務部 契約課 工事契約調 整係 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新 都心 2-1 さいたま新都心 合同庁舎 2 号館 17 階 TEL 048-601-3151 (代) 内線 2525 電子メール： ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp	公告日から 第一次審査 提出書類の 提出期限日 までただし、 最終日は 15 時 00 分まで とする。	①当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。 電子メールによる場合は、押印省略をする場合に限り認めるものとし、押印省略をする場合は、本件責任者及び担当者等の必要事項を必ず記入すること。 ②電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。 ③以下の手続きは、紙入札方式の参加について発注者の承諾を前提として行われるものである。	○	○	×
入札説明書交付依頼		①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ		×	○	×
入札参加表明書・第一次審査提出書類の提出 (※指定容量を超える場合を含む)		①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ 必ず着とする	電子メールにて提出する際のファイル形式は PDF 形式とし、一度に送付できるファイル容量は 5 MB までとし 5 MB を越えるファイルは分割し送付すること。 指定容量を超えた場合は、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面(参加表明等を郵送により提出する旨の申出(様式 17))のみを送信すること ・郵送等により提出する旨の明示 ・郵送等により提出する書類の目録 ・郵送等により提出する書類の頁数 ・発送年月日 なお、競争参加資格確認申請書の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、指定の容量を超過して郵送又は託送による場合は、本件責任者及び担当者等の必要事項を記入して押印を省略する場合を除き、押印すること。 契約手続きで使用する様式(契約書及び契約締結を委任する委任状を除く)を紙で提出する場合にあつては、「印」を記載している様式であっても、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先(連絡先は 2 以上)」を明記することにより押印を省略して差し支えない。なお、2 以上の様式で押印を省略する場合で、押印省略に係る必要事項の記載内容が同一の場合は「様式○と同じ」と記載すること等により、2 つ目以降の連絡先等の記載を省略することができる。	○	○	×
競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明		①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ 必ず着とする	書面(様式は自由)を提出すること。 書面により提出した者に対しては電子メールにより回答する。	○	○	×
入札説明書に対する質問		①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ	紙入札方式による場合に限り、質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、電子メールアドレスを併記するものとする。 紙入札参加予定者に対しては電子メールにて回答する。	×	○	×

【その他】

・競争参加資格の確認結果は、書面により申請した場合は、電子メールで通知する。

別紙 1 発注者支援業務等の業務実績に定める業務内容

業務実績	対象業務	業務内容
発注者支援業務	◆ 積算技術業務	○積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力までの一連の業務
	◆ 技術審査業務	○工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務
	◆ 工事監督支援業務	○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立会、監督職員の補助を行う業務 ○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事設計変更に必要な資料作成等を行う業務
	◆ 品質検査業務(過去の業務)	○材料確認・段階確認等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
	◆ 工事管理業務(過去の業務)	○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成を行う業務
公物管理業務	◆ 道路巡回業務	○落下物及び道路損傷の発見、道路施設の異常発見、不法占用の確認等を行う業務
	◆ 道路許認可審査業務	○道路の各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現場立会。特殊車両申請の審査のいずれかの補助業務
	◆ 適正化指導業務	○道路の不正使用、不法占用の指導取締、特殊車両申請の指導取締のいずれかの補助業務
CM 業務		○公共工事等の設計、発注、工事の各段階におけるコンストラクションマネジメント業務
PFI事業技術アドバイザリー業務		○PFI事業の実施に関する技術アドバイザリー業務
土木設計業務	◆ 概略設計	○路線検討、道路概略設計、橋梁予備検討、トンネル予備検討、電気設備概略設計、電気通信設備概略設計 等
	◆ 予備設計	○道路予備設計(中心線決定、用地幅決定)、橋梁予備設計、トンネル予備設計、道路構造物予備設計、道路・橋梁景観設計、電気設備予備設計、電気通信設備予備設計 等
	◆ 詳細設計	○道路詳細設計、橋梁詳細設計、トンネル詳細設計、道路構造物詳細設計、補修設計、電気設備詳細設計、電気通信設備詳細設計 等

業務実績	対象業務	業務内容
調査検討・計画策定業務	◆ 調査検討業務	○交通需要予測調査、地質基礎調査、設計用図化関係、点検関係、交通量観測、事業基礎調査、パーソントリップ調査、公害系基礎調査 等
	◆ 計画策定業務	○整備計画関係検討、環境アセスメント、都市計画策定関係検討・資料作成、事業説明資料作成関係、情報化構想策定、防災アセスメント、地域防災計画関係、環境系計画関係、産業振興計画、広報資料作成、事業計画等
管理施設調査・運用・点検業務	◆ 管理施設調査業務	○舗装修繕計画、橋梁補修計画、防災対策、交通安全対策 等
	◆ 管理施設運用業務	○道路管理施設の操作要領、運用計画の作成 等
	◆ 管理施設点検業務	○橋梁点検、防災点検、トンネル点検、電気通信設備点検、附属物（標識、照明施設等）点検 等